

意見書案第 33 号

カジノ推進法は十分な審議で対応することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 19 日提出

提 出 者
向日市議会議員 山 田 千枝子

賛 成 者
向日市議会議員 松 山 幸 次
飛鳥井 佳 子

カジノ推進法は十分な審議で対応することを求める意見書

「カジノを解禁する総合型リゾート施設推進法」は12月2日国民の間に広がる疑問などに答えず、わずか2日間の審議による強引な採決で衆議院内閣委員会を通過した。

カジノ法は自民党と日本維新の会の議員提案であるが、提出者の自民党細田総務会長は「カジノを中核とする総合型リゾートを国内に設置することは、国際観光振興、地域振興、税収に資する」と述べ、海外からの観光客の増加・地方経済の活性化・税収増加など「バラ色の未来」を描いている。

しかし、カジノ解禁推進法について、12月3日京都新聞社説も「賭博が経済対策なのか」との見出しを掲げ、「暴力団の関与、治安や環境の悪化、青少年への影響、ギャンブル依存症の増加、日本誘致は無謀（内閣府委員会の議員発言）」まで紹介している。さらに「読売」「朝日」「毎日」「産経」も一斉にとりあげ、法の内容や採決を急ぐ強引な安倍内閣の姿勢を厳しく批判している。

現在でも厚生労働省研究班の推計ではパチンコの依存によって、成人人口の4.8%、536万人の患者がいると推計される。この上、新たにカジノを日本に上陸させてよいのか。

我々は、カジノ解禁推進法に対しマスコミや国民から厳しい批判が寄せられているのに、十分な審議もせずに国会で決めようとしていることに強い憤りをもっている。

よってカジノ推進法は十分な審議で対応することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

京都府向日市議会